

青森県報

第二千六百一十一号

平成十八年
四月三日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出.....	(健康福祉課) 一
結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課) 一
美容師法による管理美容師の講習会の指定.....	(同) 二
美容師法による管理美容師の講習会の指定.....	(同) 二
臨時の職業訓練の指定.....	(労政・能力開発課) 二
証紙売りさばき人の指定.....	(出納課) 三
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更.....	(同) 四
公平委員会の事務の受託.....	(人事委員会事務局) 四
右 同.....	(同) 四
右 同.....	(同) 五
右 同.....	(同) 五
公安委員会	
青森県少年指導委員の委嘱.....	(少年課) 五

告

示

青森県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
変更前	株式会社大与	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	訪問介護	株式会社大与訪問介護事業所	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	平成一六・四・一
変更後	明倫有限公司	八戸市小中八野六丁目一八の二	"	ヘルパーステーションほーしよんいな	八戸市小中三野三丁目二四の四 八戸市大字妙字西平六五の二	一七・六・一

青森県告示第三百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	名称	所在地	指定年月日
弘力調剤薬局 駅前調剤薬局	弘前市大字高田四丁目二の二〇 青森市新町二丁目二の八		平成一八・一 一六・四・一

青森県告示第三百十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区虎ノ門一丁目二六の五
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十八年六月五日（月）、六月十二日（月）、六月十九日（月）の三日間の午前九時から	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一の二
財団法人理容師美容師試験研修センター青森県支部
- 五 受講料
一万四千元

青森県告示第三百十七号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区虎ノ門一丁目二六の五
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十八年六月五日（月）、六月十二日（月）、六月十九日（月）の三日間の午前九時から	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

- 三 受講対象者
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一の二
財団法人理容師美容師試験研修センター青森県支部
- 五 受講料
一万四千元

青森県告示第三百十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市松原二丁目八の一
青森県動物愛護協会
- 二 指定年月日
平成十八年四月三日
- 三 売りさばき場所
青森市大字宮田字玉水一一九の一

青森県告示第三百二十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町二五の一
西郡食品衛生協会
- 二 変更内容
 - 1 変更前の売りさばき場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町二五の一
 - 2 変更後の売りさばき場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町二五の一

青森県告示第三百二十一号

県は、弘前市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

弘前市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、弘前市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第三百二十二号

県は、平川市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

平川市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、平川市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第三百二十三号

県は、おいらせ町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

おいらせ町と青森県との間の公平委員会の事務委託に關する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、おいらせ町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「事務委託」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第三百二十四号

県は、南部町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十八年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

南部町と青森県との間の公平委員会の事務委託に關する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、南部町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第三十八条第一項及び少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)第二条第一項の規定により、少年指導委員を平成十八年四月一日委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年四月三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

熊野 鐵夫	船見 亮悦	岩本 芳勝	岩間 祐子	佃 正子	三浦 博	古館 純一	高谷 敦子	山形 清徳	工藤 忠比古	新谷 良昭	永澤 榮一	工藤 正樹	小笠原 嘉	氏名	
三沢市中央町三丁目二番一九号	三沢市中央町三丁目七番二〇号	三沢市中央町二丁目四番二七号	十和田市東二十三番町一―番二五号	十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地五〇〇	十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地七七八	十和田市大字三本木字里ノ沢二〇番地四七	十和田市西五番町四番七号	五所川原市大字姥范字船橋四五番地三四	五所川原市大字漆川字袖掛一五一番地一二	五所川原市大字太刀打字馬繫七三番地一	五所川原市字一ツ谷五―九番地一五	五所川原市字下平井町五八番地二	八戸市長者三丁目一番二号	住所	
	三沢市のうち、中央町(中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目及び中央町四丁目)の区域			十和田市のうち、東三番町周辺(稲生町一四番、一六番、一八番、二〇番、東二番町二番、六番、七番、東三番町一―番から三番まで及び七番から九番まで)及び稲生町西裏通り周辺(稲生町一三番、二五番、一七番、一九番、二二番、二三番、西二番町一―番、四番、西三番町一―番、二番、一四番)から一七番まで及び二〇番(の区域)										八戸市のうち、本八戸駅前周辺(内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、堀端町、窪町、番町、馬場町及び常海町)及び長横町周辺(堤町、廿三日町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一―番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、岩泉町及び類家)の区域	活動区域

鷹架 光春	奥山 義男	佐藤 文利	加藤 清行	長岡 哲夫	加世多 壽雄	中村 正美	菊池 政彦	鎌田 晃	今井 哲
三沢市中央町四丁目九番一―号	三沢市中央町四丁目三番三五号	黒石市柵ノ木四丁目一―三番地	黒石市大字寺小路一―番地一	むつ市横迎町二丁目一―番一―二号	むつ市大湊上町二四番八号	むつ市大畑町湯坂下三二番地七	むつ市大字田名部字上道八七番地三〇一	平川市小和森種取三七番地二	平川市小和森種取四〇番地三
		黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横町、寺小路、横町二二番地及び二四番地)の区域							平川市のうち、平賀駅前周辺(本町北柳田一番地から二二番地まで及び二三番地)の区域

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭